



# 第 966 号 ミニかわら版

令和 8 年 4 月 1 日

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 税や保険料の「国民負担率」新年度は45.7%の見通し

財務省は、国民所得に対する税と社会保障負担の比率を示す国民負担率が令和8年度に45.7%になる見通しだと公表しました。国民負担率とは、国民所得に対して、税金(租税)と社会保障負担(社会保険料)が占める割合をいいます。国民負担率45.7%は、家計や企業が1年間に生み出した所得(国民所得)全体に対する「税+社会保険料」の比率です。個々人の手取りが一律に45.7%減るという意味ではなく、所得水準や家族構成、働き方などで負担は大きく異なります。

令和8年度の見通しの内訳を見ますと、租税負担率が28.0%(国税18.1%、地方税9.9%)で、前年度の28.3%から0.3ポイント低下しています。社会保障負担率は17.6%で、前年度から0.2ポイント低下する見込みです。“年収の壁”の引き上げやガソリン暫定税率の廃止などの減税の影響で、国民負担率は2年連続で下がる見込みとなっています。

一方で長期的にみますと、20年前の2006年度の37.3%、10年前の2016年度の42.4%よりは高く、少子高齢化による社会保障費の増加に合わせて、重くなっています。

\*詳細は以下の資料をご覧ください

「令和8年度の国民負担率を公表します」(財務省) 令和8年3月5日

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/20260305.html>

「国民負担率の推移(対国民所得比)」(財務省)

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202603a.pdf>

